

## 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

住民課 内線 245

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構から送付されていますので、年末調整・確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号に問い合わせてください。

▼「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」のお問い合わせ先

＜ねんきん加入者ダイヤル＞

☎0570-003-004（ナビダイヤル）

050から始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6630-2525

＜受付期間＞

平成30年11月1日（木）～平成31年3月15日（金）

＜受付時間＞

月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時～午後5時

祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

※☎03-6630-2525の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※☎0570の最初の0を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

## 扶桑町 多文化共生センター

政策調整課 内線 317

### “2018 国際交流パーティー” のお知らせ

～一緒に歌おう！一緒に踊ろう！～



扶桑町多文化共生センター日本語教室“おしゃべりCafe”で勉強しているベトナムや中国、フィリピン、ネパールなどの外国の人たちと楽しいひとときを過ごしませんか。

彼らと一緒に、いろんなゲームをしたり、パフォーマンスを披露したり、笑って、食べて、歌って、踊りましょう！

町内外を問わず、老若男女、誰でも参加できます。

ボランティア&学習者一同、皆様のご参加をお待ちしております。

- ▼日時 12月16日（日）  
午後1時～4時30分  
【受付】  
午後0時30分～1時

▼場所 中央公民館 2階 講堂

▼参加費 無料

▼問い合わせ 政策調整課



昨年の国際交流パーティーのようす